

幡多広域消費生活センター便り

《消費者トラブル》

不安な時・困った時は相談を！

消費生活センターでは、専門の相談員が、消費生活のトラブルを解決するお手伝いを電話・面談により、何度でも無料で行っています。被害金は勉強代ではありません。あきらめずに相談してください。

例えばこんな相談を受けています。

【契約・解約トラブル】

訪問販売、リフォーム工事、金融・保険、賃貸住宅の退去、エステ、マルチ商法

【インターネット・携帯電話のトラブル】

ワンクリック請求、迷惑メール、インターネット通販、回線契約

【暮らしの中の事故】

電子レンジでの発火、抱っこひもでの事故、化粧品のお身体被害、リコール品

あきらめないで！

被害を取り戻せるかも！

「きつと相談しても無理：」「トラブルにあった自分も悪かったんだ：」とは思わずに、どんな些細なことでもまずはご相談ください。

他の皆さんの役に立つこと

●消費生活センターでは、相談・通報情報を基に、ホームページや広報などで注意喚起しています。

●皆さんが苦情を事業者に伝えることで、商品やサービスの改善につながることもあります！

相談は無料、秘密厳守です。安心してご相談ください

○お問い合わせ

幡多広域消費生活センター

受付時間 月～金曜日、午前9時～正午、午後1時～5時

※祝日・年末年始を除く

☎ 34-6301

黒潮町役場

本庁産業推進室商工観光係

☎ 43-2113 (直通)

不法投棄 絶対にダメ！

廃棄物の適正な処理を行わず、一部のモラルのない人たちによる不法投棄があつとを絶ちません。

それは、路上、山林、海岸、河川敷、空き地、果ては川などに流すという、悪質なケースもあります。

『廃棄物の処理及び清掃に関する法律』(第16条)で「何人もみだりに廃棄物をすててはならない」と定め、不法投棄を禁止するとともに、その罰則として、『五年以下の懲役または、1千万円以下の罰金』(法人の場合は3億円以下)(同法第25条・第32条)と定めています。

不法投棄は重大な犯罪です！

廃棄物は決められたルールに従って処理しましょう。



○お問い合わせ

本庁住民課環境保全係

☎ 43-2800 (課直通)

佐賀支所地域住民課

総合窓口第1係

☎ 55-3111 (直通)

犬の登録などの手続き

◆登録

生後91日以上の犬は狂犬病予防法により、市町村への登録が義務づけられています。

◆死亡

登録市町村への届出が必要です。

◆転入、転出

転入先の市町村への届出が必要です。

死亡・転入、転出の届出がないと、いつまでも台帳に登録されたままとなり、お知らせのお手紙などを送付してしまいますので、必ず届け出るようにしてください。また、転居の際にも連絡をお願いします。

○お問い合わせ

本庁住民課環境保全係

☎ 43-2800 (課直通)

佐賀支所地域住民課

総合窓口第1係

☎ 55-3113 (直通)

